

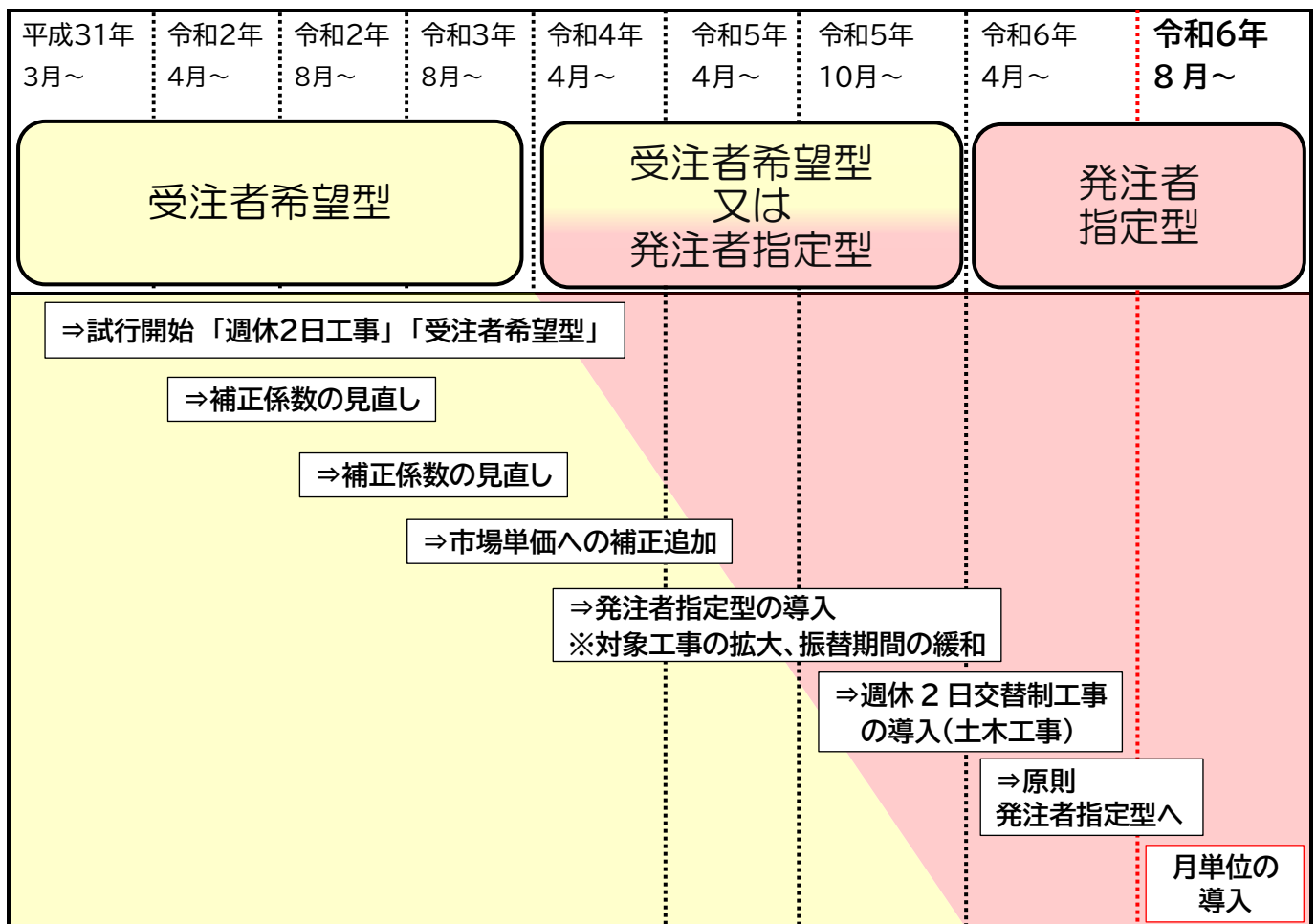
広島市は「週休2日工事」の普及・拡大に取り組んでいます

趣 要

建設業界においては、今年4月からの労働基準法適用（時間外労働上限規制）及び担い手確保に向け、休暇が取れる環境とするなど、魅力ある働き方への改革が急務となっております。

このため、広島市においては、平成31年3月から働き方の魅力向上に繋がる週休2日を促進すべく、原則、土曜日・日曜日において現場閉所とする「週休2日工事」に加え、令和5年10月から技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する「週休2日交替制工事」を、令和6年8月から月単位で4週8休以上の休日を確保する「月単位の週休2日工事」の試行にも取り組んでいます。

「週休2日工事」におけるスケジュール



- ・「発注者指定型」とは、発注時から発注者の指定により「週休2日工事」を実施する工事をいう。
※設計方法：当初設計時点から4週8休以上であった場合の補正係数を乗じて設計計上を行い、4週8休に満たなかった場合は、補正係数を減じて設計変更を行う。
- ・「週休2日交替制工事」とは、対象期間において、現場閉所することなく工事を行ったとしても、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上を確保する取り組みをいう。
（「週休2日交替制工事」は、令和5年10月から導入しています。）
- ・月単位で4週8休以上の休日を確保する「月単位の週休2日工事」を令和6年8月から導入しました。